

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

訪問看護・リハビリテーションサービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	有限会社エリアサポート秋田
所在地	〒010-1412 秋田県秋田市御所野下堤 2 丁目 1-7-1
代表者名	代表取締役 阿部 真
電話番号	平成 17 年 2 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の名称	ななかまどの街訪問看護ステーション	
所在地	〒010-1419 秋田県秋田市御所野堤台 1 丁目 6-95	
責任者(管理者)	國安 好子	
電話番号	018-853-5026	
指定年月日・事業所番号	平成 27 年 4 月 1 日	0560190340

3. 事業の目的

有限会社エリアサポート秋田が開設する訪問看護ステーションが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従業者が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護を必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

4. 事業所の運営方針

- (1) 訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。
- (2) 訪問看護事業の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (3) 訪問看護事業の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的、月 1 回以上の提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。ただし、複数の指定訪問看護の実施に関してはその限りではありません。
- (4) 質の高い看護サービスが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 実施地域

秋田市 それ以外の地区は要相談

(2) 営業及び営業時間

【営業日】 月曜日から金曜日 ただし、祝日(振替休日を含む)年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)は除きます。必要時は要相談・緊急時は 24 時間 365 日対応

【営業時間】 9 時～18 時 営業時間外の訪問看護については別途定め対応します。

6. 職員の体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1 名(常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	2.5 名以上 (常勤換算)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	1 名以上
作業療法士		
言語聴覚士		

7. 訪問看護サービスの提供方法

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護師、理学療法士等が訪問看護を実施します。
- (2) 利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅支援事業者との連携を図ります。

8. 訪問看護サービスの内容

利用者個々に訪問看護計画を作成し、以下のサービスを提供します。

- (1) 血圧・体温・呼吸・脈拍等の健康チェックと指導
- (2) 病状・障害・全身状態の観察と指導
- (3) 清拭や洗髪等による全身の清潔の保持、食事や排泄等の日常生活援助
- (4) 褥創の予防と処置
- (5) カテーテルの管理や交換
- (6) リハビリテーション(機能訓練、日常生活動作訓練、介助方法指導、住宅改修・福祉用具アドバイス等
- (7) ターミナルケア
- (8) 療養生活や介護方法、福祉サービス利用についての相談や指導
- (9) その他在宅生活を継続するために必要な、医師の指示による医療行為
- (10) 精神障がい者や認知症の方の訪問看護

9. 緊急時などにおける対応方法

- (1) 緊急時の対応方法について主治医・利用者と確認して、訪問看護を開始します
- (2) 訪問看護実施中に利用者の病状に、急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (3) 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告します。

10. サービス利用料金

⇒別紙参照

11. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 理学療法士等によるリハビリテーションを中心としたサービスであっても、それは看護師の代わりとした看護業務の一環です。その場合においても、サービスの利用開始時や利用者の状態変化等に合わせた定期的な看護師による訪問を提供することが位置付けられています。
- (2) 利用者は、当事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- (3) 訪問看護サービスの実施に関する指導はすべて事業者が行います。ただし、訪問看護サービス

の実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮をします。

- (4) 訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- (5) サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- (6) リハビリテーションの提供では、利用者の心身の状況に十分配慮して実施しますが、まれに運動後の筋肉痛や内服薬の影響による皮膚の内出血、重度の骨粗鬆による骨折リスクなど、身体に不調をきたすことがあります。

12. 訪問の際の禁止行為

訪問看護師、理学療法士等は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって次に挙げる行為は行いません。

- (1) 利用者もしくはその家族等から金品等の授受
- (2) 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- (3) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
- (4) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- (2) 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡をとり、必要な処置を講じます。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (5) 虐待防止のための研修会を定期的実施します。

14. 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

15. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者及びご家族等、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合はやむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で行い、SNS などに掲載すること。

16. 苦情申し立て・虐待相談窓口について

当事業所に対するご相談は以下の専用窓口で対応いたします。

電話番号	018-853-5026	FAX番号	018-853-5028
担当者	管理者 國安 好子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	秋田市介護保険課	電話番号:018-888-5674
	秋田県国民健康保険団体連合会	電話番号:018-883-1550

17. 非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を実施いたします。

18. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、必要に応じて関係市町村へも連絡します。

19. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。